

合志市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和7年9月10日(水)午後1時30分から午後2時05分

2 開催場所 市役所大会議室

3 出席委員 (14人)

会 長	14番	門 口 照 夫
委 員	1番	上 野 育 夫
”	2番	上 野 修 一
”	3番	渡 邊 友 美
”	4番	渡 邊 新 二
”	5番	澤 田 勝 矢
”	6番	緒 方 正 美
”	7番	中 川 雄 一
”	8番	改 喜 末 敏
”	9番	坂 口 正 子
”	10番	林 清
”	11番	坂 田 春 美
”	12番	石 坂 友 信
”	13番	宮 本 博

4 欠席委員 (0人)

5 議事日程

(1) 議事録署名者

(2) 農家調査及び現地調査員

(3) 議案

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第3号議案 農用地利用集積等促進計画案の意見決定について

第4号議案 あっせん委員の指名について

第1号報告 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用(届出)について

6 農業委員会事務局職員

局 長 坂 上 範 行

次 長 岡 田 晃 治

主 幹 上 村 恭 子

○事務局長 それではただいまより令和7年9月の農業委員会総会を開会いたします。開会にあたり、門口会長よりご挨拶をお願いいたします。

○会長（門口照夫君） （会長挨拶）

○事務局長 それでは、本日の総会の成立についてご報告いたします。

本日は農業委員14名全員の委員さんがお揃いでございます。よって合志市農業委員会会議規則第6条の規定により、本日の総会が成立することをご報告いたします。

では、この後の議事につきましては、会議規則により会長より進行をお願いいたします。

○議長（門口照夫君） それでは、会議前に注意事項を申し上げます。会議中の携帯電話につきましては、電源を切られるかマナーモードにされますようお願いいたします。また、会議中での委員の私語につきましては、慎んでいただきますよう併せてお願いいたします。特に何かご意見やご質問などがあれば、挙手により発言をするようお願いいたします。

—————○—————

（1）議事録署名者

○議長（門口照夫君） それでは、3の議事に入ります。議事録署名者につきましては、11番坂田委員、12番石坂委員を指名しますのでよろしくようお願いいたします。

—————○—————

（2）農家調査及び現地調査員

○議長（門口照夫君） 農家調査及び現地調査員につきましては、農業委員1番上野育夫委員12番石坂委員、13番宮本委員、14番門口委員、推進委員11番酒井委員、12番角田泰隆委員、14番角田公司委員、以上7名の委員さん方へ適宜意見をお伺いしますのでどうぞよろしくようお願いいたします。

（3）議案

○議長（門口照夫君） それでは議案に入ります。

第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転番号1につきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それではご説明申し上げます。議案書1ページをお開き下さい。

所有権移転番号1、申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては議案書のとおりとなっています。申請の理由は親子間の贈与です。

続けて申請地の場所ですが、議案書『別紙』3～4ページの斜線部分が申請地です。全部で5筆あります。

5ページが申請地の現況写真です。

次に6ページをご覧ください。保有されている農業機械の写真です。

次に7ページをお開きください。こちらは所有権移転の調査書です。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、保有機械、労働力、技術面からみて耕作する農地のすべてを効率的に利用できると思われ抵触しません。

第2号の農地所有適格法人の要件についてですが、譲受人は個人であり抵触しません。

第3号の信託要件は信託ではないので抵触しません。

第4号の農作業、常時従事要件について譲受人は、農作業を行う必要がある日数について農作業に従事することが見込まれるため抵触しません。

第6号の地域との調和要件ですが、申請地はこれまで畑として利用しており、許可後も同様にスイカ等を作付けする予定であるため、周辺農地への支障はないものと考えられ抵触しません。

以上1号から6号まで抵触する項目はないと思われ。

事務局からは以上です。

○議長（門口照夫君） 事務局の説明に関連しまして、私が担当地区ですので私が農家及び現地調査の結果並びに補足説明をいたします。

○議長（門口照夫君） それでは、現地調査につきまして報告します。

8月28日の午前9時30分頃、私と角田泰隆推進委員と事務局で現地調査をいたしました。

今回の申請理由は、親子間の贈与です。

申請人は認定農業者であり、許可後も同様にスイカ等を作付けする予定のため周りの農地への影響も心配ないと思われ。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（門口照夫君） ただいま、事務局からの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、質疑はございませんか？

（なしの声あり）

○議長（門口照夫君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。

第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転、番号1について承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（門口照夫君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転番号1は原案のとおり可決されました。

○議長（門口照夫君） 続きまして、第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転

番号2につきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それではご説明申し上げます。議案書2ページをご覧ください。

所有権移転番号2、申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては議案書のとおりです。申請の理由は、親子間の贈与です。

続けて申請地の場所ですが、議案書『別紙』8～9ページをご覧ください。全部で9筆あります。

10～11ページが申請地の現況写真です。12ページは、保有されている農業機械の写真です。

次に13ページをご覧ください。こちらは所有権移転の調査書です。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、保有機械、労働力、技術面からみて耕作する農地のすべてを効率的に利用できると思われ、該当しません。

第2号の農地所有適格法人の要件についてですが、譲受人は個人であり該当しません。

第3号の信託要件は信託ではないので該当しません。

第4号の農作業、常時従事要件は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事することが見込まれるため該当しません。

第6号の地域との調和要件ですが、申請地は畑として利用しており許可後も同様にスイカ・米等を作付けする予定であるため、周辺農地への支障はないものと考えられ該当しません。

以上1号から6号まで該当する項目はないと思われ。

事務局からは以上です。

○議長（門口照夫君） 事務局の説明に関連しまして、担当地区の13番 宮本委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○13番（宮本博君） それでは、現地調査につきまして報告します。

8月28日の午前9：50頃、私と角田公司推進委員と事務局で現地調査をいたしました。

今回の申請理由は、親子間の贈与です。

申請人は認定農業者であり、許可後も同様にスイカ・米等を作付けする予定のため周りの農地への影響も心配ないと思われ。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（門口照夫君） ありがとうございます。

ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、ご質問はございませんか？

（なしの声あり）

○議長（門口照夫君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。

第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転番号2について承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長（門口照夫君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転番号2は原案のとおり可決されました。

○議長（門口照夫君） 続きまして、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用所有権移転番号1につきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の3ページをお願いいたします。

所有権移転番号1の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は貸駐車場への転用で、売買による所有権移転です。

議案書別紙の14ページをお願いします。図面左上の太枠斜線部分が所有権移転番号1の申請地です。社会福祉協議会、木の実坂保育園の西で県道熊本菊鹿線の西側に位置する農地です。

15ページが申請地の現況です。以前はスイカを作付けされておりましたが、現在は作付けされておられません。

16ページが配置図です。申請者は主に不動産業を営む法人で、駐車場55台分を整備し、隣接する保育園及び近隣の施設の従業員駐車場として貸し出す計画です。進入路は東、西どちらからも入れるように整備される予定です。

17ページをお願いします。まず、括弧1の立地基準についてですが、次の18ページにお示ししておりますとおり、約9.75haの農地の広がりとなっていることから、農地区分は「農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地となり許可可能です。

括弧2の一般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はありません。

事務局からは以上でございます。

○議長（門口照夫君） 事務局の説明に関連しまして、担当地区の12番 石坂委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○12番（石坂友信君） それでは、現地調査につきまして報告します。

8月28日の午前、私と内平推進委員、農業委員会職員とで現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。

申請地の東側以外は農地に接しておりますが、周囲には畦畔を作り、土砂流出に留意することと、特段心配はないかと思えます。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

○議長（門口照夫君） ありがとうございます。

ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、ご質問はございませんか？

(なしの声あり)

○議長（門口照夫君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。

第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号1について承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長（門口照夫君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号1は原案のとおり可決されました。

○議長（門口照夫君） 続きまして、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用賃借権設定番号1につきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の3ページをお願いいたします。

賃借権設定番号1の借人、貸人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は貸駐車場への転用で、賃借権設定です。

議案書別紙の19ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が番号1の申請地で、下群コミュニティセンターの西、国府第2クラウンドの東側に位置する農地です。

次の20ページが申請地の現況です。

次の21ページが配置図です。

申請者は主に不動産業を営む法人で、駐車場13台分を整備し、隣接地に建設予定の店舗の顧客や従業員、一般利用者に貸し出す計画です。

22ページをお願いします。まず、括弧1の立地基準についてですが、次の23ページにお示ししておりますとおり、申請地は前面道路に水道管及び下水道管が埋設されており、おおむね500m以内に公益的施設であるとよおか保育園とはあもにい保育園が存在しますことから、「水管、下水道管が埋設されている沿道で、概ね500m以内に2つ以上の公共施設等が存在する農地」に該当するため第3種農地となり許可可能です。

括弧2の一般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はありません。

事務局からは以上でございます。

○議長（門口照夫君） 事務局の説明に関連しまして、担当地区の1番 上野育夫委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（上野育夫君） それでは、現地調査につきまして報告します。

8月28日の午後、私と酒井推進委員、農業委員会職員とで現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。

申請地の西側は農地に接しておりますが、周囲にはL型擁壁やコンクリートブロックを設置するなど、土砂流出に留意するとのことで、特段心配はないかと思えます。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

○議長（門口照夫君） ありがとうございます。

ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、ご質問はございませんか？

（なしの声あり）

○議長（門口照夫君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。

第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、賃借権設定番号1について承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（門口照夫君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、賃借権設定番号1は原案のとおり可決されました。

○議長（門口照夫君） 続きまして、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用事業計画変更番号1につきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の4ページをお願いいたします。

事業計画変更番号1の転用事業者、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

既に令和5年6月29日付け、熊本県指令農担第77号及び令和6年2月15日付け、熊本県指令農担第182号で許可しております案件で、当初の計画では工事が令和9年10月30日には完了し、供用開始するというスケジュールでしたが、竣工工区を1工区・2工区と設定し、完成した1工区の区域を令和7年11月30日に先行して供用開始するという変更と一部供用開始することに伴う雨水排水計画の変更の2点が主な変更内容となっています。

議案書別紙の3ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が番号1の申請地で、菊池病院の北側、セミコンテクノパークの西に位置する農地です。

次の4ページが申請地の現況です。

5ページが全体を示す配置図です。変更後の1工区と赤文字で記載している主に工場の一部、調整池、駐車場が先行して供用開始する箇所です。

7ページをお願いします。意見書中段の農地法関係事務処理要領第4-6-(3)-オ-(ア)に掲

げる検討内容についてですが、①の変更後の転用事業者実施の確実性から③の農地転用許可基準からみた変更後の転用事業者の判断まで該当のあるところについて検討を行いました。当初は全域一つの工区としていましたが、1工区・2工区と竣工工区を設定し、工場を段階的に完成させ、1工区を先行して供用開始することにより、順次稼働させることができるため竣工工区を設定するという変更内容です。それに伴い雨水排水計画も変更部分がありますが、調整池流域に変更はありません。よって審査の結果、問題ないと判断しております。事務局からは以上でございます

○議長（門口照夫君） ただいま、事務局からの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、質疑はございませんか？

（なしの声あり）

○議長（門口照夫君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。

第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、事業計画変更1について承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（門口照夫君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、事業計画変更番号1は原案のとおり可決されました。

○議長（門口照夫君） 続きまして、第3号議案、農用地利用集積等促進計画案の意見決定につきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは、議案書5ページをお開きください。

第3号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条による農用地利用集積等促進計画（案）の決定についてご説明申し上げます。

次の6ページは農用地利用集積等促進計画の総括表です。左側が今回の9月総会分、右側が令和7年1月、第1回からの利用権設定や所有権移転の面積の累計数になります。

次に7ページをご覧ください。今回の農用地利用集積等促進計画状況一覧表賃貸借権設定の説明です。利用権設定総合計の面積は37,482㎡です。

議案書8ページをご覧ください。

農地中間管理事業による貸し借りについてですが、申し出件数は賃貸借権が8件、使用貸借権が1件の合計9件です。

貸人、転貸人、借人、利用権を設定する農地、賃借料などの利用権等内容につきましては、議案書のとおりです。

審議の結果、今回の計画（案）が決定された場合は農地中間管理事業推進法第18条第11項の規定に基づき、中間管理機構に正式な計画書を作成するよう要請書を提出することにな

ります。

今回の計画(案)は、農地中間管理事業推進法第18条第5項第1号で規定する基本方針及び農地中間管理機構事業規定に適合し、設定を受ける者は、同法同項第2号で定める農地全てを効率的に耕作し、農作業に常時従事すると認められると判断されます。

最後に農地法第18条第6項の規定(合意解約)による通知書の集計を報告致します。

今回の合意解約件数は 3件 19,194㎡でございます。

内契約予定件数が 3件 19,194㎡でございます。

内契約無しが 0件 0㎡でございます。

以上、事務局の説明を終わります。

○議長(門口照夫君) ただいま、事務局からの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、質疑はございませんか？

(なしの声あり)

○議長(門口照夫君) ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。

第3号議案、農用地利用集積等促進計画案の意見決定につきまして、承認することに異議が無い方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長(門口照夫君) ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第3号議案、農用地利用集積等促進計画案の意見決定につきましては、原案のとおり可決されました。

○議長(門口照夫君) 続きまして、第4号議案、農地のあっせん委員の指名につきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書9ページをお開きください。

賃借権希望が1件あっております。賃借権希望番号1のあっせん申出者の住所、氏名、申出内容、土地の表示、地目、面積につきましては議案書のとおりとなっております。

番号1の申請地の場所ですが、10ページをお開きください。図面上側の太枠斜線部分が申出地で、西合志中央小学校の北西、野々島防災センターの北側に位置する農地です。

あっせん申し出の理由としましては、番号1を所有者の家族が耕作しておられましたが、高齢で今後は事業規模を縮小していきたいと思い、耕作してもよいという方を探していらっしゃいます。

あっせん委員についてですが申出地区域の担当委員であります宮本委員、松田推進委員にお願いします。

委員さんには、お手数をおかけいたしますが、契約に結びつくよう、ご協力をお願いいたします。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（門口照夫君） ただいま、事務局からの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、質疑はございませんか？

○13番（宮本博君） いつ頃申請されたのかな？私のマンゴー畑のすぐ下なんですよ。かぼちゃを植えてあるけど草で覆いかぶさっていますよね。

○事務局 今判っている情報をお伝えしますと、かぼちゃと里芋が今耕作されておりまして、収穫は年内に終わるので年明けからどなたか耕作して欲しいという事で、現地を見に行ったら草が生えていてどこにカボチャがあるのかなってというような感じではあったのですが、依頼がありましたので今回出させていただきます。

○議長（門口照夫君） 他に何かございませんでしょうか？

（なしの声あり）

○議長（門口照夫君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。
第4号議案、農地のあっせん委員の指名につきまして、承認することに異議が無い方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（門口照夫君） ありがとうございます。全員挙手でございます。
よって、第4号議案、農地のあっせん委員の指名につきましては、原案のとおり可決されました。

○議長（門口照夫君） 続きまして、第1号報告、農地法第5条第1項第6号の規定による農地の転用届出につきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それではご説明します。議案書の11ページをお開き願います。

今回、市街化区域内の農地転用5条届出につきましては2件の届出がっております。

まず所有権移転番号1の場所を説明します。議案書の12ページをお開きください。こちらが番号1の届出地になります。熊本電気鉄道黒石駅の北側に位置する農地です。個人住宅への転用です。

次に所有権移転番号2の場所を説明します。試案書の13ページをお開きください。こちらが番号2の届出地になります。県営須屋団地の西側に位置する農地です。個人住宅への転用です。

事務局からは以上でございます。

○議長（門口照夫君） ただいま、事務局から第1号報告、農地法第5条第1項第6号の規定による農地の転用届出についての説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何か質疑等はございませんか？

（なしの声あり）

○議長（門口照夫君） ご意見・ご質問等も無いようでございますので、第1号報告、農地法第5条第1項第6号の規定による農地の転用届出につきましては、以上で報告を終わります。

○議長（門口照夫君） 以上で全ての議案が終わりました。事務局へお返しします。

（4）閉 会

○事務局長 長時間に渡ります慎重審議ありがとうございました。以上をもちまして、「令和7年9月の合志市農業委員会総会」を閉会いたします。

皆さん大変お疲れ様でした。

—————○—————

閉 会 午後2時05分